

電子情報の取り扱い及びネットワークシステムに関する覚書（例）

株式会社幹事会社 A（以下「甲」という。）、株式会社構成会社 B（以下「乙」という。）、構成会社 C 株式会社（以下「丙」という。）（以下甲・乙・丙を総称して「構成員」という。）とは、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付にて構成員間で締結した共同企業体協定書に付帯して、共同企業体内での電子情報の取り扱い及びネットワークシステムに関し、以下の事項について合意した。

第 1 条 目的

本覚書締結は共同企業体内での電子情報の取扱い及びネットワークシステムに関わる不正行為を防ぐことを目的とする。

電子情報の取扱い及びネットワークシステムに関わる行為を以下に示す。

- ①共同企業体内での電子的な情報交換。
- ②構成員の自社の企業内ネットワークへの接続。
- ③発注者、設計者、コンサルタント、協力会社及び自社本支店等とネットワークを介しての電子的な情報交換。

第 2 条 責任と役割

- 1 構成員は、共同企業体内で情報共有を行なうに当たり、本覚書締結事項を遵守し、信義を重んじ誠実に運用にあたらなければならない。
- 2 構成員は、業務の遂行上知り得た共同企業体及び自社以外の業務上の秘密情報及び技術情報などを第三者に開示、漏洩又は提供してはならない。
- 3 構成員は、本条を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 本条の規定は、共同企業体解散後も効力を有するものとする。

第 3 条 禁止事項

構成員は、以下に定める事項の遵守を徹底しなければならない。

- ①共同企業体内の他の構成員固有データの盗用・破壊・改ざんの禁止。
- ②共同企業体内固有データの業務外使用の禁止。
- ③他の構成員が保有する独自システムへの侵入禁止。
- ④上記に定める事項のほか、別途運営委員会で制定した禁止事項。

第 4 条 違反時の処分規定

構成員が本覚書において定めた事項に違反した時は、当該構成員は運営委員会の決定した処分に従わなければならない。

第5条 その他の取決め

構成員は、本覚書並びにガイドラインに定めのない事項又は疑義のある事項が生じたときは運営委員会において定めるものとする。本覚書の全部又は一部を変更する場合も同様とする。

上記締結の証として、本覚書3通を作成し甲・乙・丙記名押印の上、各々1通を所有するものとする。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

甲

乙

丙
